

令和3年12月24日

## 公立病院に対する新たなガイドラインの方向性と 地方財政措置の拡充について（談話）

公益社団法人全国自治体病院協議会  
会長 小熊 豊

この度、総務省から、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の方向性と関連する地方財政措置の延長・拡充の内容が示されました。

これは、各都道府県において第8次医療計画の策定作業が令和5年度に行われることを踏まえ、各公立病院が早期に次期プランの策定作業に着手することが可能となるよう、新たなガイドラインと地方財政措置の内容を示していただいたもので、評価するものがあります。

また、公立病院経営強化のための地方財政措置として示された各種措置（機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の延長・拡充、医師・看護師派遣等に係る財政措置の拡充、不採算地区病院への交付税措置の拡充継続、地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ）についても、私どもの主張や自治体病院の実態を踏まえたものであり、高く評価するものであります。

一方、令和6年度からの医師の時間外労働規制への対応により、基幹病院においても十分な医師が確保できず、不採算地区病院等への派遣が困難となることが懸念されることから、国において、実効性・即効性のある医師確保・医師偏在対策を講じられるよう、改めて強く要望するものであります。

今後、総務省におきましては、今年度末までに次期ガイドラインを策定することとされていますが、引き続き地域の実情や医療現場の実態を踏まえた、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するガイドラインを策定されるよう、切望するものであります。

以上